香川地区・大震災 避難行動のしおり



香川自治会

₩	(0)
<u> </u>	(3)
	(6)
1. 避難行動のしおり ····································	1~2
①慌てず先ずは自分の身を守ろう	Ç
②家族の安全確認や自宅周辺の確認	(4)
③自宅では危険と判断したら	(8)
④第一次避難場所へ	(6)
(/ ⑤第二次避難場所へ	//
⑥避難所運営本部の設置)
(4)	(6)
2. 災害時に備えて家庭で用意しておくべき防災備品	3∼4
3. 香川自治会区域内 AED 設置場所	6
4. 防災倉庫に備蓄している主な防災資機材	Ć
5. 防災倉庫設置場所	C
6. 災害時避難場所	(6)
7. 災害時に利用可能な井戸一覧表	5
(g)	(6)
√ 添付 1 自治会自主防災会規約	6∼9 ∜
↑ 添付2 自治会自主防災会規約運用細則	10 ~ 11
No.	(6)
様式 1 被害状況通知書	12
様式2 人員連絡通知書(給食・給水用)	9
様式3 避難所緊急状況報告書	13 🧣
様式4 傷病者リスト	Ć
様式5 避難者カード	14
添付3 香川自治会防災マップ	16
(9)	(9)
LESONO LESONON	COOP)

香川地区・大震災

香川地区に大震災が発生したら 大火災が起きたら!

避難行動のしおり



◆情報を聞こう!

震度 5 弱で市防災無線は放送 されます。ラジオ、テレビ、携帯 電話から情報を取ろう。

①慌てず先ずは自分の身を守ろう

- ●室内にいるときは出口の確保
- ●落下物や家具・家屋の倒壊はないか
- ●ブレーカを落とし、ガス等の火は消す
- ●机の下などに避難し揺れが収まるまで待つ



火災は発生させない 初期消火と延焼防止に全力を!

◆事前の準備は?

- ・家具転倒、家屋破壊の防止対策はお済みですか
- 消火器は備えていますか
- ◆非常持ち出し袋の用意はできていますか?
- (3頁非常時持ち出しグッズ参照)

2家族の安全確認や自宅周辺の確認



地域での助け合い

- ●落下物、倒壊物に気をつけて隣近所の様子を確認しよう
- ●火災が発生したら皆で協力して初期消火
- ●隣近所に声を掛けて安否の確認を

- ◆隣近所のお年寄りや支援を 必要としている人に日頃声 掛けをしていますか?
- ◆街頭の消火器の位置も確認 しておこう。(防災マップ参照)



一番安全な避難場所は、自宅です!!

③自宅では危険と判断したら・・・・

家屋の倒壊が激しく、留まることが危険、 生活が困難と判断したら、組長さんを 中心に声を掛け合って、先ずは各町内 会の第一次避難場所へ。

(4頁災害時避難場所参照)



- ◆非常持ち出し袋や避難所持込 用グッズを用意しておこう。
- (3頁非常時持ち出しグッズ参照)
- ◆車での移動は避けましょう。
 香川小学校は乗り入れ不可



4第一次避難場所へ

震度 5 弱以上の地震が発生すると、自主防災役員 (町内会役員)が各第一次避難場所に待機しています。受付に避難者カードを提出し、待機します。



◆事前に配られた避難者カードに必要事項を記入の上、 第一次避難場所へ。

香川自主防災会総括班(自主防災規約細則参照)は 情報を収集し、第二次避難場所(原則香川小学校)が より安全との判断をした時、第二次避難場所へ移動 するよう指示を出し、集団にて移動します。



→ 農度 5 弱以上の地震が 発生すると総括班は自 治会館に集まり、香小、 市役所等と連絡し情報 収集を行います。



(5)第二次避難場所へ(原則香川小学校)

自宅及び第一次避難場所に留まることが危険と判断し た場合、第二次避難場所へ移動します。

歩行困難な方は防災倉庫にある搬送用の資機材を活 用して皆で協力し合って移動します。



→第二次避難場所は別紙 のとおり、香川小学校又 は北陽中学校です。



6避難所運営本部の設置

香川小学校には松風台、甘沼の方も避難されてきます。 従って、香川自主防災会単独ではなく、市役所、香川小 学校、各自主防災会が一体となって避難所を運営して いきますので、その指示で行動してください。



→避難所運営本部の構成 市役所配備職員 学校職員 自主防災会役員 防災リーダー 避難者



☆医療救護所

香川小学校などの第二次避難場所によっては、応急手 当はできても医師は詰めていません。

避難所である各中学校は医療救護所(4頁医療救護所 参照)として医師が常駐していますので、鶴が台中学校 へ移送して下さい。



☆広域避難所

大規模火災が発生した場合、第二次避難場所では防げ ないと判断した場合は広域避難所へ避難して下さい。 香川地区はスリーハンドレッドクラブゴルフ場です。



香川地区まで被害が及ぶ大津波が襲われることは先ず はないかと思いますが、もしもその時の為、どこに逃げ るか考えておいて下さい。(スリーハンドレッドクラブゴ ルフ場、香川小学校3階以上又は近くのマンション等)



※この「しおり」は、避難行動の一つの指針です。 日頃から「いざ」と言う時に、行動の参考にしてください。

基本は「先ず自身の身は自ら守ろう」です。日頃からの準備を!!

災害時に備えて家庭で用意しておくべき防災備品

●非常時持	●非常時持ち出しグッズ(すぐに持ち出せるように用意しておきたいもの)				
飲料水	一人1日3リットルとして 7日分				
食料品	レトルト食品、インスタント食品、クラッカー、缶詰製品など 3~7日分				
医薬品	常備薬、持病のある方はその薬、くすり手帳、三角巾、包帯、ガーゼ、消毒液 マスク、生理用品、トイレットペーパー				
衣類	季節の着替え衣類、下着、靴下、スリッパ、タオル類、防災頭巾(ヘルメット)				
貴重品	現金、預金通帳、印鑑、身分証明書、権利書、各種カード、保険証				
その他	懐中電灯、ローソク、マッチ、携帯ラジオ、予備の電池、携帯電話&充電器 食器頻、スプーン、アルミホイル、簡易トイレ、カイロ(冬季)、ヒヤロン(夏季) 筆記用具、避難者カード(一部記入済み)				

●家庭に是非備えておきたい物

消火器、簡易トイレ、懐中電灯、停電時に必要なローソクやランプ、カセットコンロ 缶詰やレトルト食品、飲料水などは常に準備し、古いものから食べる習慣をつけましょう

●あったら、さらに便利な物

ロープ、ナイフ、ハサミ、雨具 (カッパ)、キャンプセット、折りたたみ椅子 ビニールシート、枕、毛布

香川自治会区域内AED設置場所

平成25年9月1日現在

施設名	所 在 地	メーカー機種	備考
香川自治会館	香川3-20-1	日本光電	
香川公民館	香川1-11-1	フィリップス	
香川小学校	香川1-33-1	フィリップス	
香川自転車駐車場	香川4-43-3	フィリップス	
香川保育園	香川4-46-1	日本光電	
玄珊寺	香川2-17-34	日本光電	
湘南ローンテニス倶楽部	香川7-12-1	日本光電	

防災倉庫(自治会館・各町内会)に備蓄している主な防災資機材

平成25年9月1日現在

用	途	別	器具名
本	部	用	テント、机、椅子、発電機、投光機、手袋、ヘルメット、ブルーシート、浄水器
救	護	用	救急セット、三角巾、ガーゼ
救	出	用	リヤカー、一輪車、チェーンソー、ロープ、担架、毛布、脚立、ジャッキ、つるはし ハンマー、スコップ、バール、のこぎり、カマ
/. ^ /	^ /-		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
給的	き・ 総	水	ポリタンク、カセットコンロ・ボンベ、釜、金属バケツ、寸銅なべ、やかん、飲料水袋
避	難	用	簡易トイレセット、簡易更衣室、懐中電灯、ブルーシート、毛布、ローソク
情:	報伝	達	ハンドマイク、トランシーバー・簡易無線機(担当役員が保持)
消:	火用	他	ポリバケツ、キャリングホース、金属バケツ、土嚢、燃料タンク

防災倉庫設置場所

平成25年9月1日現在

町 内 会	所 在 地
第一町内会	香川市営住宅/香川1-14-3隣接
第二町内会	香川第2公園/香川4-2-7隣接
	第3青少年広場/香川4-45-21隣接
第三町内会	つつじハイム第(香川6-10-33)隣接/駐車場
第四町内会	香川2-22-13隣接/駐車場
	香川2-17-9隣接
香川自治会	香川3-20-1/香川自治会館

災害時避難場所

平成25年9月1日現在

■一次避難場所(大きな地震、火災が発生し自宅では危険と感じた時、先ずは一次週難所へ)

町 内 会	施設名	住所
第一町内会	香川小学校	香川1-33-1
第二町内会	香川南公園(柿の木公園)	香川 4 - 2 - 7
	堂庭公園	香川4-45-21
第三町内会	玄珊寺駐車場	香川 2 - 2 7 - 2 4
	香川グリーンゴルフ場	香川 5 - 8 - 4 7
第四町内会	玄珊寺駐車場	香川 2 - 2 7 - 2 4

■二次避難場所(倒壊、火災からの避難場所として一次避難場所から皆さんで第二次避難場所へ)

二次避難場所	住	所	電	話
香川小学校	茅ヶ崎市香川	1 - 3 3 - 1	0467-	51-3153
北陽中学校	茅ヶ崎市下寺	尾1660	0467-	51-8311

■医療救護所(負傷による医療手当を受ける方の避難場所)

医療救護所	住 所	電話
鶴が台中学校	茅ヶ崎市鶴が台2-7	0467-51-1170
北陽中学校	茅ヶ崎市下寺尾1660	0467-51-8311

■広域避難場所(大規模火災、大震災時に二次避難場所では危険と判断した時の避難場所)

広	域	避	難	場	所	住	所	電	話
スリー	ハント	ドレッ	ドクラ	ラブニ	ルフ場	茅ヶ崎市は	宇沼 4 4 1	0467-	-53-0300

災害時に利用可能な井戸一覧表(飲料不可)

平成25年4月1日現在

町内会	氏 名	住所(香川)	電話	動力	備 考
	岡喜四郎	1-17-15	52-0015	電動	
	寺田達也	1 - 24 - 23	52-7540	//	
1 1	石井節子	1 - 25 - 4	52-3240	//	
	池田卓郎	1 - 24 - 6	52-0467	電・手	2 基あり
	臼井五郎	1- 6-17	51-8991	手動	
	大野勝維	1-17-18	52-0301	電動	
	新倉直幸	4-45-21	57-7808	//	
	西村弘義	4-37- 9	57-7084	//	
2	宮代洋一	3 - 9 - 1	52-7237	//	
	豊島修三	3 - 8 - 30	52-6670	//	
	長田文男	3 - 17 - 43	51-5791	//	
	石 井 勉	4-1-50	57-6563	//	
	自治会館	3 - 20 - 1	51-4291	手動	
	熊沢武光	5-9-24	57-6469	電動	
	熊沢庄次	5 - 8 - 47	57-6278	//	2 基あり
	熊沢利房	6-1-12	52-6041	//	
3	熊沢辰夫	6-1-21	52-2884	//	
	市川清	5 - 3 - 41	86-1833	//	
	川島殊三	6 - 6 - 23	52-3171	//	
	亀 井 昇	6 - 4 - 26	52-3172	//	
	坂 田 忠 義	5 - 4 - 33	57-6277	//	
4	新 倉 勇	1 - 28 - 10	52-7538	//	
	菊池政光	2 - 23 - 11	52-0191	//	
	古谷サト子	2-22-43	51-0501	手・電	手動、電動両方可能
	新井広太郎	2 - 20 - 25	51-1609	電動	
	熊沢静子	2 - 18 - 34	52-3188	//	

- 注1. 災害時にご協力いただけるご家庭には「井戸協力の家」と表示された名札を掲げ させていただきます。
- 注2. 動力欄に記載している「電」とは電動式であり、「手」とは手動式となります。 電動式の場合、停電の時は使えない場合があります。
- 注3. 災害等で長時間の断水の時に限り、利用させていただけるものです。

自 主 防 災 会 規 約

香 川 自 治 会

香川自治会自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は香川自治会自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、茅ヶ崎市香川 3-20-1 香川自治会館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の連帯と相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより 地震、台風その他災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを 目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。尚、平常時の活動は 香川自治会防災部会がこれにあたる。
 - (1) 防災に関する知識の普及に関すること
 - (2) 地震等に対する災害予防に関すること
 - (3) 地震等の災害発生時における被害状況の掌握など情報の収集・伝達、初期消火、 救出救護、避難誘導等応急対策に関すること
 - (4) 行政との密接な連絡をとること
 - (5) 各町内会防災活動の支援をすること
 - (6) 避難所運営委員会へ参加すること
 - (7) 防災訓練の実施に関すること
 - (8) 防災備品、防災資機材の備蓄に関すること
 - (9) その他本会の目的を達成するに必要な事項

(会員)

第5条 本会は、香川自治会に加入する世帯をもって構成する。

(役員)

第6条

- 1. 本会には次の役員を置き、自治会の役員及び自治会長が推薦した者がその任にあたる。
 - (1)会長(自治会長) (2)代表副会長(3)副会長(各町内会長及び町内副会長)

(4)班長 (5)副班長

- (6)顧問(防災リーダー等、会長が推薦した者)
- 2. 役員の任期は2年とする。但し再任することを妨げない。
- 3. 班とは平常時の活動及び地震等災害時における応急活動に当たり、予め定めた防災組織 上、各役割に対応した任務分担の一部門をいい、詳細は別途定める運用細則による。
- 4. 各班には、班長(責任者)及び副班長を置き、その構成員の中から互選により決める。

尚、企画・自衛・自治会館の各班については香川自治会部会長、副部会長が班長及び 副班長の任にあたる。

(役員の任務)

第7条

- 1. 会長は、本会を代表して会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- 2. 代表副会長及び副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときには、その職務を代行する。
- 3. 班長は、会長の命を受け、地震等発生時における班の応急活動の指揮にあたる。
- 4. 副班長は、班長を補佐し、班長が事故等あるときは、その職務を代行する。
- 5. 顧問(防災リーダー等、会長が推薦した者)は、会長の命を受け、会長及び各班の応急活動等 に対して協力し、助言を与える。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条

- 1. 総会は、自治会全役員を持って構成する。
- 2. 総会は、年1回開催する。但し必要に応じて臨時に開催することができる。
- 3. 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条

- 1. 役員会は、会長、代表副会長、副会長、班長、副班長及び顧問(防災リーダー等、会長が推薦した者)をもって構成する。
- 2. 役員会は、次の事項を審議し実施する。
 - (1)総会に提出すべきこと
 - (2) 自主防災会の事業にかかわること
 - (3) その他役員が特に必要と認めたこと

(防災計画)

第11条

- 1. 本会は、地震等における被害の防止及びその軽減を図るため、防災計画を作成する。
- 2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること
 - (2) 防災に関する知識の普及に関すること
 - (3) 防災訓練の実施に関すること
 - (4) 地震等の災害発生時における被害状況の掌握など情報の収集・伝達、初期消火、 救出救護、避難誘導等応急対策に関すること
 - (5) その他必要な事項

(経費)

第12条 本会の運営に関する経費は、防災部会の予算、その他の収入をもってこれにあてる。

(その他)

第13条 本会を運用する為の細則は、別に定めた自主防災会運用細則による。

(付則) この規約は平成24年7月1日から実施する。

自治会自主防災会規約運用細則

- 1. この細則は、香川自治会自主防災会規約に関することを運用細則として定める。
- 2. 細則の適用範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 平常時の防災対策
 - (2) 大地震が発生した時
 - (3) 津波警報が発令された時
 - (4) 想定される東海地震等の警戒宣言の出された時
 - (5) 大火災が発生した時
 - (6) 風水害等の被害が著しい時
 - (7) 会長が必要と認めた時
- 3. 本会組織を構成する各班の業務及び責任者、構成員は次のとおりとする。

班	業務の分担	構成員
		☆責任者
(1)総括	会長(自治会長)、代表副会長(代表副会長)、副会長(各	☆防災会会長
	町内会長、副会長)及び総務、会計、防災の各部会長及	(自治会長)
	び会長が指名する顧問で構成し全般を指揮する。	
(2) 企画	平常時において防災知識の普及、予防、防災訓練の計画	☆防災部会長
	防災計画の作成、規約、組織体制等の点検、構築	防災部会
	防災資機材、防災備品類の備蓄、管理	
(3)情報	各町内及び市の情報の収集・伝達と広報活動	防災部会員
		広報部会
(4)消火	初期消火、消火器の確保及び消防団との連携	防災部会員
		体育部会
(5) 救出救護	負傷者の救出、救護活動	防災部会員
		環境部会
(6)避難誘導	住民の避難誘導活動を迅速に安全に行う。	防災部会員
		ふれあい部会
		各組長
(7)給食給水	食料物資、飲料水の確保、配分を行う。	防災部会員
		美化部会
(8) 自衛	町内をパトロールし住民の財産保全等を図る。	☆防犯部会長
		防犯部会
(9) 自治会館	自治会館の管理を行う。	☆会館管理部会長
		会館管理部会

- 4. 各班の構成員には上記構成員の他、各班に防災リーダーを出来る限り配置する。
- 5. 災害発生時における対応
 - (1) 災害が発生し、会長が規約を適用すると判断した時、先ず、会長は総括班を本会へ招集する。

但し、代表副会長及び副会長(各町内会長及び町内副会長)とは連絡を取り、状況を 判断し町内に留まるか、召集するか判断する。

- (2) 会長は、各班長と連絡をとり、各担当する任務の準備及び応急活動を指示する。 又、会長は本会への招集か、所定の避難所にての活動かを指示する。
- (3) 副会長(各町内会長)は、町内の被害状況を掌握し、速やかに会長へ報告する。
- (4) 副会長(各町内会長)は、組長と連絡をとり、各組員の被害状況の報告を受ける。
- (5)組長は、各組員の被害状況を掌握し、副会長に報告をするとともに防災リーダーとともに、 組員の避難誘導に務める。
- 6. 副会長(各町内会長)は、組長より被害状況の報告(様式1)を受けた時は、速やかに会長へ 連絡する。
- 7. 既に住民が避難している時は、避難誘導班はその状況を会長へ連絡する。
- 8. 会長は、被害状況を茅ヶ崎市災害対策本部へ逐次伝達し、各町内会長へも連絡をする。 又、市本部より市内の被害状況、避難状況、応急対策活動、並びにライフラインに関する情報 等を入手して、速やかに各町内会長に伝達する。
- 9. 会長は、災害救助法が適用された時は、市本部と折衝して、公正に給食や給水等が住民へ行き渡るように務め、各町内会長と協議してその対策を講じる。(様式2)
- 10. 会長は、各町内会長と密接に連絡をとり、消火、救出・救護、給食・給水等での応援が必要と 判断されたときは各班長を通じて適切な措置を講じる。
- 11. 避難所が開設された時、会長は、役員のうちから適任者を選出して避難所運営委員に任命し「避難所運営委員会」に参加させて避難所の運営に当たらせる。

任命に当たっては原則として、各班を担当する役員及び防災リーダーを含む顧問に、その任 を当たらせる

- 尚、避難所は原則として第1及び第2町内会は香川小学校を、第3及び第4町内会は北陽中学校 とする。
- 12. 避難所運営委員は、会長と連絡を密にし、避難者が秩序をもって公平に安心して滞留できる体制作りをする。
- 13. 避難所運営委員は、会員避難者氏名及び傷病者のいるときはその都度、確認して会長に報告する。 (様式 3 及び 4)
- 14. 避難者が避難所にて記入してもらう避難者カード(様式5)は平常時に事前に会員に配布して、記入して用意し、当日持参することを徹底させる。
- 15. その他必要が生じた事項は協議して決める。

附

様 式

- 1. 被害状況通知書
- 2. 人員連絡通知書
- 3. 避難所緊急状況報告
- 4. 傷病者リスト
- 5. 避難者カード

年 月 日

第 町内会 組

記入者氏名:

被害状況通知書

様式1

世帯主氏名	人数(内児童・高齢者)	人の状況	家の状況

人 員 連 絡 通 知 書(給食・給水用)

様式2

対 象 人 員	摘要
	傷病者がいるような時は、その明細を書いてください。
合計 名	
内訳	
<u>大人 名</u>	
¬ ///	
<u>子供 名</u>	
 (備考)	

香川自治会 避難所名 香川小学校 避難場所

氏名	住所	性別	年齢	特記
	香川	男·女		

傷病者リスト

様式4

地区防災拠点名

	No.						
氏名(年齢)	性別	住所	怪我・病気の具合	処置	搬送先		

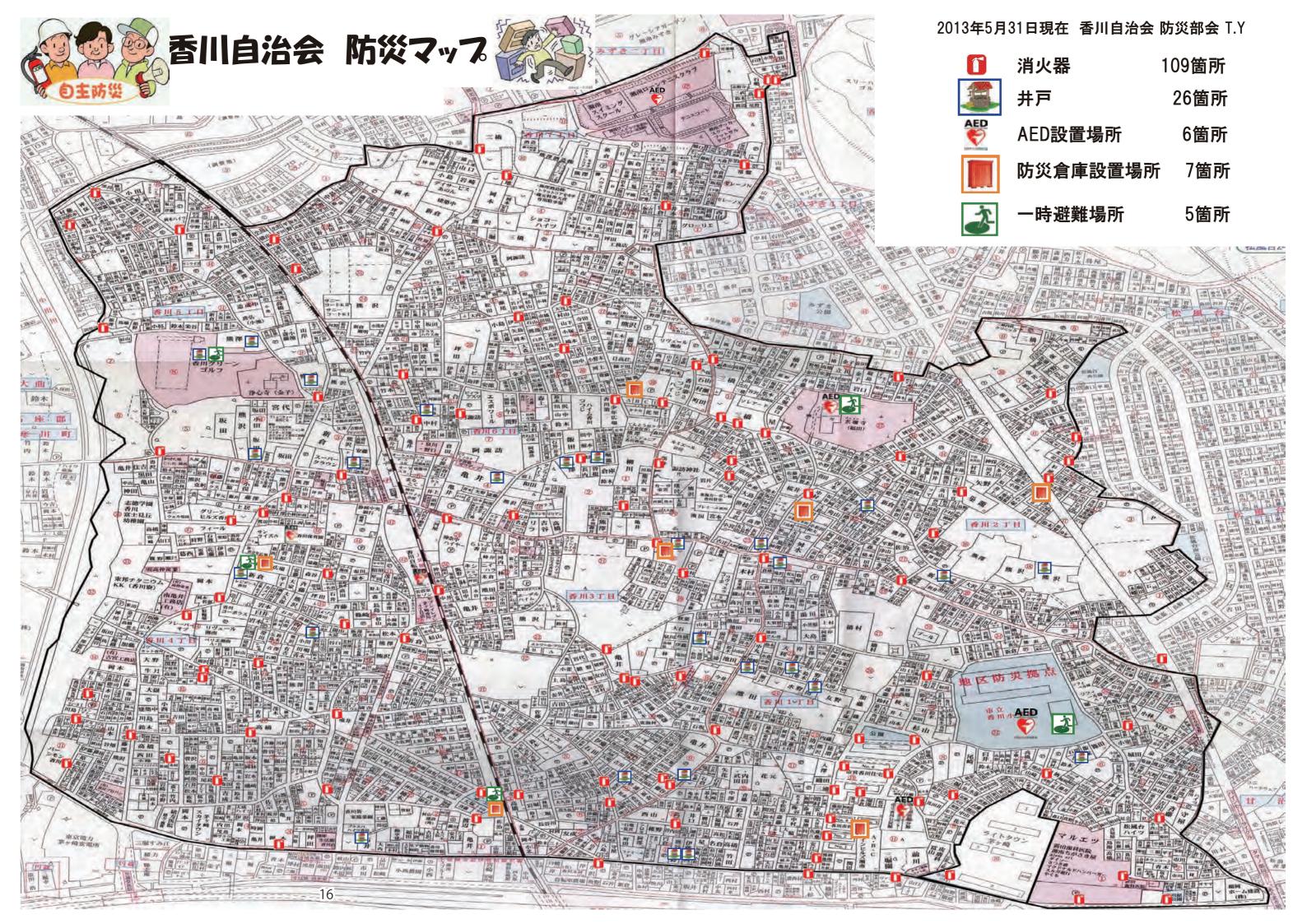
避難者カード

年 月 日

No. 1

	避難所	香川小学校			第	町内会	組	
まった。 また崎市香川			世帯主名			(才)		
		家	名	前(年齢)	続柄	来所		
所	 所		族氏名					
	電話			名				
;	避難所に来た	人の来所欄に○をし	してくださ	い。				
ペット	種類と頭数						室内・室	室外
疾病等	耳項(障害者・ ■ 気になるこ 己入して下さ い)							
		一カーを止め、ガス		けりました	こか?			
		は確認できましたか? にいませんか? 近凡		ナレギを出		《 李 / 一 " 1 2 3 4 5 4 1 1 1 1	士! ょさ	
		いませんか? 近点 る物をかぶり、最低『		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			ましょう。	
		は我が身そして家		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			です	
	迢	難者カード			左	F 月 I	様式 日	5 No. 2
		香川小学校			第	町内会	組	
	避難所	ALC: UNIT			ᄽ	門門五	小 丘	
			<u> </u>	世帯主名	カ		(才)	
住	避難所 		<u> </u>	家		前(年齢)		来所
			<u> </u>	家			(才)	来所
住所	茅ヶ崎市香 電 話	÷JI[<u> </u>	家族氏名			(才)	来所
住所	茅ヶ崎市香 電 話		こてくださ	家族氏名			(才)	
住所	茅ヶ崎市香 電 話	÷JI[家族氏名			(才)	
住所ペ特病	茅ヶ崎市香 電 話	÷JI[こてくださ	家族氏名			(才)	
住 所 ペ 特疾と 記病を 事等言	茅ヶ崎市香電 話	÷JI[家族氏名	名		(才)	
住所 ペ 特疾と □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	茅ケ崎市香 電 話 来 種類と頭数 項(障害な下 で い) の電気の 無事は	・川 人の来所欄に○をし ・ーカーを止め、ガス ・確認できましたか?	の元栓を	家族氏名 い。	名 : :か?	前(年齢)	(才) 続柄 室内・室	
住所 ペ 特疾と 口 口 口 口 口 口 口 口 口	茅ヶ崎市香 電 話 電 所に頭数 種類(障にてい) の電気しい) の電の無事は 合の悪い人は	・川 人の来所欄に○をし ーカーを止め、ガス な確認できましたか? にいませんか? 近京	の元栓? Fの人 <i>た</i>	家族氏名 い。 ましかました	名 :-か?	前(年齢)	(才) 続柄 室内・室	
住所 ペ 特疾と □ □ □ □ □ ま等記 家 冥	茅ヶ崎市香 電 話 理難所に要数 項気しい の電気しい の電気のブレ の者の悪い人は をカバーできる	・川 人の来所欄に○をし ・ーカーを止め、ガス ・確認できましたか?	の元栓? Fの人た 限のお金	家族氏名 い。 ました ちと類をも	さか? け合い、 ちました;	前(年齢)	(才) 続柄 室内・室	

メモ用紙



香川自治会

住所 茅ヶ崎市香川3丁目20番1号

電話 0467-51-4291

発行 防災部会

平成 25 年 12 月 1 日